

# 大分県報

平成二十一年  
第二〇七九号  
六月二十六日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 一 青少年に有害な興行の指定……………
- 二 解除予定保安林……………
- 二 指定予定保安林……………
- 二 大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更……………
- 三 道路区域の変更(二件)……………
- 三 道路の供用開始……………
- 公 告
- 四 平成二十一年度クリーニング師試験の実施……………
- 五 土地改良区の役員の就退任……………
- 五 基本測量の実施(二件)……………

### ○告示

大分県告示第五百十号  
次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。  
平成二十一年六月二十六日

大分県知事 広瀬 勝貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二一・ 六・一五	映画	美人家庭教師 舌使いで性指導	新日本映像	著しく青少年の性的

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
新東宝映画	新東宝映画	新日本映像	オーピー映画	新日本映像	オーピー映画	新東宝映画	大蔵映画	新東宝映画	新東宝映画	新日本映像	新日本映像	新東宝映画	オーピー映画	新東宝映画	新東宝映画	新東宝映画	新東宝映画	新東宝映画

感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。

"	"	妹のつぼみ いたずら妄想	オーピー映画
"	"	老人とラブドール 私が初潮になった時	新日本映像
"	"	濡れ頃教師 濡れすぎたパンティ	新東宝映画
"	"	欲情バスガイド 揺れる生尻	大蔵映画

**大分県告示第五百十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十一年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所  
日田市大山町西大山字広瀬ノ上二五六三番六、二五六三番七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**大分県告示第五百十二号**

次の森林を保安林に指定する予定である。

平成二十一年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所  
国東市国見町千燈字下払八五二番から八五四番まで、字上ノ山九二〇番一、九二〇番二、九二一番から九二四番まで、九二六番、九二七番一、九二七番二、九二八番から九三五番まで、九三八番、九三九番、九四六番一、九四六番二、九四七番、九四八番一、九四

八番二、九四九番から九五三番まで、九五四番一、九五四番二、九六一番、九六二番一から九六二番五まで、九六七番、九六八番、九六九番一、九六九番二、九七〇番二、九七一番一から九七一番三まで、九七二番一から九七二番五まで、九七三番、九七五番、九七六番、九七七番一から九七七番三まで、九七八番から九八二番まで、九八三番一、九八四番、九八五番、九八七番から九八九番まで、九九一番から九九四番まで、九五五番一から九五五番三まで、九九七番から一〇〇一番まで、一〇〇四番一、一〇〇四番二

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下払八五四番・字上ノ山九二一番・九八三番一・九九四番・九九九番・一〇〇〇番（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**大分県告示第五百十三号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、大分県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十一年大分県告示第四号）の一部を平成二十一年六月五日付で次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成二十一年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二の2の表中	まさば及びごまさば	平成二十一年七月から	(注)	を
--------	-----------	------------	-----	---

平成二十二年六月まで

平成二十一年七月から  
平成二十二年六月まで

まさば及びこまさば

に改め、

同表（注）を削る。

大分県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道朝地直入線	豊後大野市朝地町綿田字嵩添	前	メートル 一三・五 〽 五・〇	メートル 一一二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	豊後大野市朝地町綿田字嵩添	前	メートル 六一・〇 〽 二八・〇	メートル 一〇六・〇	
	豊後大野市朝地町綿田字嵩添	後	メートル 六一・〇 〽 二八・〇	メートル 一〇六・〇	
	豊後大野市朝地町綿田字嵩添	後	メートル 六一・〇 〽 二八・〇	メートル 一〇六・〇	

大分県告示第五百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道三八八号	佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク	前	メートル 一一・五 〽 八・〇	メートル 九二・〇
	佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク	後	メートル 二八・〇 〽 一〇・五	メートル 九二・〇
	佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一	前	メートル 一三・〇 〽 七・五	メートル 一一三・〇
	佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一	後	メートル 二〇・八 〽 一〇・〇	メートル 一一三・〇

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道四浦港津井浦線	佐伯市上浦大字津井浦字前平研二	前	メートル 四七・〇 〽 五・〇	メートル 二九〇・〇
	佐伯市上浦大字津井浦字松原一三	後	メートル 五三・〇 〽 八・〇	メートル 二九〇・〇

大分県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

大分県報（告示）

平成二十一年六月二十六日

大分県報（告示）

三

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三三八号	佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦一八〇七番二から 佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番三八まで	平二一・六・二六
四浦港津井浦線	佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番三〇から 佐伯市蒲江大字森崎浦字越田尾一九一八番三三まで 先から 佐伯市上浦大字津井浦字松原一三六八番三六まで	平二一・六・二六

## ○公 告

平成二十一年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成二十一年六月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 一 試験の日時及び場所

#### 1 日時

平成二十一年十月二日（金）午後一時三十分から

#### 2 場所

大分市府内町三丁目十番一号

大分県庁舎別館八階 八十四会議室

### 二 試験の内容

#### 1 学科試験

- 2 実技試験
  - (一) 衛生法規に関する知識
  - (二) 公衆衛生に関する知識
  - (三) 洗たく物の処理に関する知識
- 3 受験資格
  - 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条の規定に該当する者
  - 2 クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）附則第五項の規定に該当する者
- 4 受験願書の提出先
 

県内に住所を有する者 大分市内にあつては、大分県生活環境部食品安全・衛生課（大分市大手町三丁目一番一号 郵便番号八七〇・八五〇一）に提出すること。

大分市外にあつては、住所地を管轄する保健所に提出すること。
- 5 受験願書等の受付期間及び受付時間
  - 1 受付期間
 

平成二十一年八月三日（月）から同月二十一日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵送による受験申込みは、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - 2 受付時間
 

午前八時三十分から午後五時十五分まで。
  - 6 提出書類
    - 1 受験願書
    - 2 履歴書
    - 3 写真一枚（出願前六箇月以内に撮影した上半身・正面・無帽、サイズ縦五センチメートル・横四センチメートルのもの）
    - 4 最終学歴を証する卒業証書の写し又は卒業証明書。ただし、クリーニング業法施行規

則の一部を改正する省令（昭和三十年厚生省令第二十一号）附則第二項第六号の規定により地方厚生局長の認定を受けた者については、当該認定書の写し  
 受験手数料  
 七千円（受験願書提出の際に納入すること。）  
 八 受験願書等提出上の注意事項

一 卒業証書又は認定書の写しを提出する場合は、受験願書の提出先において原本を提示し、原本と相違ない旨の記載及び押印を受けること。

二 提出書類と現在の姓が異なる場合は、戸籍抄本を提出すること。

三 受験願書に記載する住所は、「〇〇方」、「〇〇クリーニング所」等、郵便が確実に届くよう明記すること。

九 試験通知書  
 試験通知書は、大分県生活環境部食品安全・衛生課から受験者に送付する。

十 その他  
 一 試験について不明な点がある場合は、最寄りの保健所（大分市保健所を除く。）又は大分県生活環境部食品安全・衛生課に問い合わせること。

二 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及びあて先を明記し、八十円切手をはった返信用封筒を同封すること。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三重町土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十一年六月二十六日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役名	氏名	住所
理事	黒木茂信	豊後大野市三重町上田原八四三番地

（就任役員）

役名	氏名	住所
理事	伊東光理	豊後大野市三重町上田原七三一番地一

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年六月二十六日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類  
 基本測量（基準点測量及び基準点改測）

二 作業の地域  
 別府市、豊後高田市

三 作業の期間  
 平成二十一年八月三日から同年十二月二十五日まで

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十一年六月二十六日  
 大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類  
 基本測量（基盤地図情報整備業務）

二 作業の地域  
 別府市、国東市

三 作業の期間  
 平成二十一年七月二十四日から平成二十二年三月二十六日まで